平成２６年（フ）第１７号
広島県福山市東深津町３丁目13番12―601号
債務者　横山　英人
1　決定年月日時　平成26年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月14日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２６年（フ）第１８号
広島県福山市東吉津町６番20―208号
債務者　谷　　幸恵
1　決定年月日時　平成26年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月14日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２６年（フ）第３１号
広島県福山市水呑町4055番地15　メゾン・ハピーリード202
債務者　藤岡　好広
1　決定年月日時　平成26年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月14日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２６年（フ）第５号
兵庫県丹波市氷上町新郷792番地　市営住宅新郷団地２―205号
債務者　田中千代枝
1　決定年月日時　平成26年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月16日まで
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２６年（フ）第４７号
東京都府中市幸町２丁目３番地都営府中幸町二丁目第２アパート４―302、住民票上の住所東京都多摩市諏訪１丁目46番地の17ＧＲＡＮＤＥ永山102
債務者　サントス　ケビン　アントニー　アディゲ
1　決定年月日時　平成26年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月８日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月８日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第２２６号
横浜市戸塚区前田町56番地１　藤和東戸塚ハイタウン220号
債務者　花田　良三
1　決定年月日時　平成26年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月８日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２５１号
横浜市南区井土ケ谷上町９番13号（前住所）
債務者　久保田真弓
1　決定年月日時　平成26年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月８日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２８６号
横浜市都筑区川和町2294番地19
債務者　大久保富美江
1　決定年月日時　平成26年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月８日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２７号
静岡県焼津市小川新町４丁目６番９号の８、旧住所静岡県焼津市柳新屋465番地の１　グリーンハイツ萩原Ｃ202
債務者　佐藤　詠子
1　決定年月日時　平成26年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月８日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月９日午前11時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第５２号
静岡県島田市相賀1171番地の41
債務者　宮上菜穂子
1　決定年月日時　平成26年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月８日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月９日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第６５号
静岡市駿河区小鹿１丁目66番11号　アガサ小鹿１Ｂ号、旧住所静岡市駿河区池田1196番地池田ハイツ205号
債務者　大原　　静
1　決定年月日時　平成26年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月８日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月９日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１１７号
神奈川県茅ヶ崎市堤46番地７　パークヒルズ101
債務者　大浦　美和（旧姓山上）
1　決定年月日時　平成26年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３号
長崎県平戸市木ヶ津町486番地１
債務者　徳永　賢一
1　決定年月日時　平成26年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月９日午前10時
長崎地方裁判所平戸支部破産係

平成２６年（フ）第３６号
北海道中川郡池田町字西２条10丁目１番地の１
債務者　戸田　拓広
1　決定年月日時　平成26年３月10日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月22日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２６年（フ）第４１号
北海道帯広市東３条南26丁目２番地４　表参道107号
債務者　鈴木　　譲
1　決定年月日時　平成26年３月10日午後１時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月22日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係